

議案第四十八号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年六月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）
の一部を次のように改正する。

別表第一虎ノ門一・二丁目地区地区整備計画の項中「都市計画法」の下に「第二十一条第二
項において準用する同法」を加え、「（平成三十年東京都告示第三百八十五号）」を「（令和
二年東京都告示第二百五十八号）」に改める。

別表第二虎ノ門一・二丁目地区地区整備計画の項を次のように改める。

画整備計 区地区 区丁目・二門	411 街区	風営法第二条第五項に規定する性風俗関 連特殊営業の用に供する建築物					計 区に示 面位置の 整備ただし 歩行者の回避 性安全性及 び利便性を高 めるために設				
-----------------------	-----------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

C 街区	B 街区	A 十四 街区	A 十三 街区	A 十二 街区
<p>一 風営法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p> <p>二 劇場、集会場及び展示場の用途に供する部分の容積率が十分の二十未満の建築物</p>				
<p>八分の</p>				
<p>千平方メートル</p>				
<p>計画図に示す壁面の位置の敷階、ただし、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、防止柵その他これらに類するもの並びにサイクルポート等</p>	<p>除く。</p> <p>出入口の上部に位置するひさしの部分を</p> <p>並びに建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分並びに建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分を</p> <p>これらに類するもの、地下施設、自転車ポート等の公益上必要建築物その他これらに類するもの、給排気施設の部分並びに建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分を</p>	<p>これらに類するもの、地下施設、自転車ポート等の公益上必要建築物その他これらに類するもの、給排気施設の部分並びに建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分を</p>	<p>これらに類するもの、地下施設、自転車ポート等の公益上必要建築物その他これらに類するもの、給排気施設の部分並びに建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分を</p>	<p>これらに類するもの、地下施設、自転車ポート等の公益上必要建築物その他これらに類するもの、給排気施設の部分並びに建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分を</p>
<p>八メートル</p> <p>建築物の高さは、令第2条第二項第六号に定める高さによる。</p>				

						ト等の公益上 必要な建築物 その他これに 類するものを 除く。				
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

都市計画が変更された虎ノ門一・二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、本案を提出いたします。